

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省27-⑦)

政策分野名 【施策名】	担い手への農地集積・集約化と農地の確保					
政策の概要 【施策の概要】	農業の生産性を高め、成長産業としていくため、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 また、荒廃農地(注1)を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図るほか、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図り、優良農地(注2)の確保と有効利用の取組を推進する。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		26年度	27年度	28年度	29年度 要求額
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)		44,631 <102,958> の内数	35,679 <104,820> の内数	58,318 <130,880> の内数
		補正予算(b)		1,000 <1,200> の内数		
		繰越し等(c)		▲1,707 <19,137> の内数		
		合計(a+b+c)		43,924 <123,295> の内数		
	執行額(百万円)			37,599 <120,866> の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画			平成27年3月31日	第3 2 (3)	
	土地改良長期計画(注3)			平成24年3月30日	第3 1 政策目標1 (1)、(4) 政策目標2 (2)	
	日本再興戦略改訂2015			平成27年6月30日	第二 二 テーマ4 テーマ4-① (1)	
	農林水産業・地域の活力創造プラン			平成26年6月24日	Ⅲ 政策の展開方向 3 Ⅴ 具体的施策 3	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

施策(1)	担い手への農地集積・集約化の加速化								
目標①【達成すべき目標】	担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立								
測定指標	(ア) 担い手が利用する農地面積の割合 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	35年度	B
		49%	8万ha (B:57%)					80%	
	年度ごとの目標値		14万ha	14万ha	14万ha	14万ha	14万ha		
	(イ) 農業生産基盤整備(注5)地区における地域の中心となる経営体への農地集積率 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	28年度	B
			65% (B:84%)					80%以上	
年度ごとの目標値		77%	80%						

施策(2)	荒廃農地の発生防止・解消等								
目標①【達成すべき目標】	農用地区域(注6)における荒廃農地の再生利用								
測定指標	(ア) 荒廃農地の再生利用面積 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	37年度	A'
			7.1千ha (A':173%)					4.5万ha	
年度ごとの目標値		4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha			

施策(3)	農地転用許可制度等の適切な確保								
目標①【達成すべき目標】	農用地区域内農地面積の確保								
測定指標	(ア) 農用地区域内の農地面積 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	37年度	A
		405万ha	403.2万ha (A:100%)					403万ha	
	年度ごとの目標値			404.8万ha	404.6万ha	404.5万ha	404.3万ha	404.1万ha	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③ 相当程度進展あり (判断根拠) 「担い手への農地集積・集約化と農地の確保」については、各測定指標の達成状況を踏まえ、「農林水産省政策評価基本計画」第5の1の(3)のキの規定に基づき定めた「新たなガイドラインに基づく5段階区分による政策分野(評価書)単位での判定について」に基づき、(未定)「相当程度進展あり」と判定した。詳細な各測定指標の達成状況は以下のとおり。 施策(1)の①(ア)「担い手が利用する農地面積の割合」については、「8万ha:B(57%)」となった。 同①(イ)「農業生産基盤整備地区における地域の中心となる経営体への農地集積率」については、「65%:B(84%)」となった。 施策(2)の①(ア)「荒廃農地の再生利用面積」については、「7.1千ha:A'(173%)」となった。 施策(3)の①(ア)「農用地区域内の農地面積」については、「403.2万ha:A(100%)」となった。
	測定指標についての要因分析	【(2)①(ア)】荒廃農地の再生利用面積 「荒廃農地の再生利用面積」については、7.1千haで、達成度合が173%で「A'」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 内部要因 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等による荒廃農地を再生する取組に対する支援や、農地法に基づいて農業委員会が行う利用意向調査を踏まえた指導等の推進、あるいは再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることの効果等が着実に進展したことから、目標を超える面積が再生されたと考えられる。
	次期目標等への反映の方向性	【(2)①(ア)】荒廃農地の再生利用面積 「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月公表)」において、平成27年から平成37年までの11年間に計4.5万haを再生する目標が掲げられており、これを踏まえ、毎年同程度の荒廃農地が再生(年4.1千ha)されるものとして、毎年の目標値を設定している。 一方、これまでの荒廃農地の再生利用面積の推移をみると年毎に増減はあるものの全体としては減少傾向が見られることから、平成27年の実績値が目標値を上回ったとしても、来年以降の実績も同様になると予断することはできず、各年の目標値について、現時点での変更は要しないものと考えている。

学識経験を有する者の知見の活用	※平成28年農林水産省政策評価第三者委員会(平成28年7月27日開催)における委員の御意見を掲載しており、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向」にまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載しています。御参照ください。 (http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/pdf/iken27.pdf)
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	(別紙参照)
---------------------------	--------

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	・荒廃農地の解消を推進するため、既存の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に荒廃農地の発生を予防するための簡易な再生作業の追加等を行い、新たに「荒廃農地等利活用促進交付金(新規)(新29-0007)」として要求する。
	税制	-
	その他 (法令、組織、定員等)	-

担当部局名	経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/農地資源課/地域振興課】	政策評価実施時期	平成28年7月
-------	---	----------	---------